

みやぎの多面的機能支払交付金

ぐるみ

～地域のこれからをみんなで考える～

2017 第1号



【撮影場所】 仙台市青葉区上愛子

～ Contents ～

- 平成 29 年度多面的機能支払交付金 改正のポイント
- 宮城県農村施策検討委員会による現地調査
- 多面的機能支払交付金に係る中間指導の実施
- 各種会議の開催状況
- 活動事例紹介 大森地域資源保存会（大衡村）
- 活動事例紹介 湯原集落協定（七ヶ宿町）
- メールマガジンの配信について
- 異常気象後の見回りについて
- 安全管理の徹底を！

平成29年度 多面的機能支払交付金 改正のポイント

1 『農地維持支払及び資源向上支払（共同）』による『施設の長寿命化のための活動』の実施

（1）基本的な考え方

対象組織が『農地維持支払及び資源向上支払（共同）の活動』により実施するとして活動計画書に定めた活動を適切に実施した場合は、それ以上の活動の実施を妨げる理由はないことから、『施設の長寿命化のための活動』を実施することを可能とします。

（2）運用にあたっての留意点

- ① 『農地維持支払及び資源向上支払（共同）の活動』において実施するとして活動計画書に定めた活動を確実に実施することを前提とします。活動が確実に実施されたことを明確化するため、費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載してください。
- ② 活動計画書に『農地維持支払及び資源向上支払（共同）の活動』として行う『施設の長寿命化のための活動』を位置付けてください。
- ③ 地域の実情に応じた活動を更に推進するため、『農地維持支払及び資源向上支払（共同）の活動』から『施設の長寿命化のための活動』の実施に活用する金額については、対象組織の実情に即し、適切に設定してください。
- ④ 資源向上支払（施設の長寿命化）を農地維持活動及び資源向上活動（共同）に使用することはできません。

上記の活動を実施する場合は、地域の合意（総会等）に基づき、規約や活動計画書等（『施設の長寿命化のための活動』内容及び延べ数量・年度計画等を記載）の変更の上、所管する市町村から認定を受けることで実施が可能となります。また、『経理区分の一本化』の有無で、節減に基づく施工など、活動記録等への記載方法が異なってまいりますので、ご検討の際は、必ず市町村にご相談ください。

2 経理区分の一本化

（1）基本的な考え方

対象組織の事務負担を軽減するため、平成29年度から経理区分を一本化することを可能とします。

（2）対象組織

全ての対象組織を対象とします。

（3）運用にあたっての留意点

- ① 経理区分を一本化するか否かにかかわらず、前年度からの持越金を活用する場合は『前年度の実施状況報告書で定めた用途』に従って使用してください。
- ② 財産管理台帳についても、引き続き適正に管理してください。



3 事業計画期間中における水田の畑地化

(1) 基本的な考え方

水田の畑地化を円滑に進めるという観点から、事業計画期間中に水田を畑地化した場合、その時点の当該事業計画期間中においては、農地維持支払の単価は水田（田）の単価を適用することとしました。

(2) 運用にあたっての留意点

活動計画書「I.の3.交付金額」の備考欄に、地目変更前の単価を適用する旨を記載するものとします。

4 多面的機能の増進を図る活動に関する広報活動の取扱い

(1) 基本的な考え方

多面的機能の増進を図る活動を実施する際、広報活動を併せて実施することにより、多様な主体の参画の促進に寄与するとともに、更なる活動の充実を図ることが可能となることから、広報活動の実施を要件化することとしました。

(2) 対象組織

平成29年度以降に『多面的機能の増進を図る活動』を新たに実施する対象組織（事業計画期間の終了に伴う再認定を含む）のうち、中山間地域等を対象農用地に含まない対象組織とします。

(3) 運用にあたっての留意点

農村環境保全活動における広報活動を同じ年度に実施する場合は、その内容が重複せず、明確に区分できるようにしてください。



宮城県農村振興施策検討委員会による現地調査

去る7月13日、農村の振興のための施策に関する調査審議のため、宮城県農村振興施策検討委員会の委員の方々が中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などの活動組織の活動状況の調査や意見交換を行いました。

多面的機能支払交付金事業では、昨年度の活動組織優良表彰制度で『宮城県知事賞』を受賞した加美町の石母田ふる里保全会を訪れ、現地での活動状況を視察した後、委員や活動組織の役員の方々と取り組みによる効果や地域の交流活動への広がりなどについて活発な意見交換が行われました。

石母田ふる里保全会（広域活動組織）は、平成29年度当初に、県内第1号となるNPO法人格を取得しました。多面的機能支払活動を基礎とした更なる活動の広がりをご期待申し上げます。



多面的機能支払交付金に係る中間指導の実施

9月以降、県内では多面的機能支払交付金に取り組んでいる活動組織を対象に、各市町村において指導、助言を行う『中間指導』が実施される予定となっています。

中間指導では、計画書に位置づけた活動の実施状況や記録、金銭の出納状況や残高、総会の開催状況などについて確認が行われますので、書類等の整理をお願いいたします。

なお、中間指導で指摘、指導を受けた事項については、速やかに改善してください。



主な確認書類（組織、市町村で異なります）

- ・金銭出納簿、活動記録、領収証、預貯金通帳
- ・総会資料、決定事項を記載した書面（議事録など）
- ・点検の記録、機能診断の記録
- ・年度活動計画、農村環境保全活動の計画
- ・日当等の単価表
- ・備品台帳、財産管理台帳
- ・財産譲渡の関係書類
- ・その他活動を証明する書類（会議資料、調査結果、契約書など）

会議の開催状況

◆平成28年度 第2回 幹事会

3月22日（水）に宮城県土地改良会館大会議室において、第2回幹事会を開催しました。

会議には、24名（うち事務局13名）が出席し、「平成28年度多面的機能支払交付金の実績見込み」、「多面的機能支払交付金の過年度返還」、「復旧活動支援交付金の過年度返還」、「平成28年度宮城県多面的機能支払交付金活動組織優良表彰」について報告し、併せて、「第1回臨時総会の議案」等について協議しました。協議案件については、全会一致で承認となりました。



◆平成28年度 第1回 臨時総会

3月28日（火）に宮城県庁みやぎ広報室において、第1回臨時総会を開催しました。

総会には、37名（本人出席5名、代理人出席6名、書面議決26名）が出席し、「平成28年度収支補正予算」、「平成29年度事業計画」、「平成29年度収支予算」について協議を行いました。協議事項については、全会一致で承認となりました。



◆平成 29 年度 新担当者事業説明会

4月26日（水）に宮城県土地改良会館大会議室において、新担当者事業説明会を開催しました。

説明会では、4月の異動等により新しく担当となった市町村等職員の方々50名を対象に、制度概要や活動の手引き、対象組織への中間指導等について説明を行いました。



◆平成 29 年度 第 1 回 市町村担当者会議

4月26日（水）に宮城県土地改良会館大会議室において、第1回市町村担当者会議を開催しました。

会議には、市町村等の担当者67名が出席し、「東北管内多面的機能支払担当者会議（第1回）」の報告、「年間スケジュール（案）」、「多面的機能支払交付金に係る事務手続き」について説明を行いました。



◆平成 29 年度 第 1 回 幹事会

5月17日（水）に宮城県土地改良会館大会議室において、第1回幹事会を開催しました。

会議には、22名（うち事務局11名）が出席し、「平成28年度多面的機能支払交付金の交付実績」、「平成27年度多面的機能支払交付金の過年度返還」、「平成27年度復旧活動支援交付金の過年度返還」、「平成29年度国予算割当」について報告し、併せて「平成29年度通常総会の議案」等について協議しました。協議案件については、全会一致で承認となりました。



◆平成 29 年度 通常総会

5月30日（火）に漁信基ビル602会議室において、通常総会を開催しました。

総会には、37名（本人出席10名、代理人出席8名、書面議決19名）が出席し、「平成28年度事業報告、収支決算、財産目録」、推進協議会の「規約・規程等の一部改正」、「役員改選」について協議を行いました。協議事項については、全会一致で承認となり、役員は現職が再任されました。



◆平成 29 年度 第 2 回 市町村担当者会議

7月18日（火）に宮城県土地改良会館大会議室において、第2回市町村担当者会議を開催しました。

午前中には、施設の長寿命化を予定している11市町の担当者14名が参加して「平成29年度長寿命化の予算等について」宮城県より情報提供があり、午後の会議では、市町村等の担当者50名が出席し、「実施要綱等の運用」や「平成29年度予算」等について情報提供を行いました。また、グループに分かれて長寿命化、広域化等のテーマについて活発な意見交換を行いました。



活動事例紹介

大森地域資源保存会（大衡村）

地区概要

取組面積：95.7ha（田 95.7ha）

資源量：開水路 9.4km パイプライン - km 農道 3.4km ため池 20 箇所

平成 28 年度交付金

農地維持支払交付金	1,991 千円
資源向上支払（共同活動）交付金	- 千円
資源向上支払（施設の長寿命化）交付金	- 千円

地域の概要

大森地区は、宮城県大衡村の東部に位置し、大和町、大郷町に隣接する低山地に囲まれた地形の水田地帯です。

取組みの概要

活動組織については大衡村の 1 行政区で組織され、構成員 41 名で農地及び農業用施設の保全・維持活動を行っています。

基本的活動として、用排水路の土砂上げ、農道や溜池の草刈り、農道の砂利敷き、施設の点検、勉強会の開催、防風林の枝払い等、構成員相互の協働と行政との連携を図りながら活動しております。

取組みによる効果

本事業に取り組み、これまで各個人で行ってきた維持活動を地域として行うことにより、目の行き届かなかった部分の管理や、耕作放棄地になりかねないような農地の保全にもつながり、地域の各個人の親睦融和も深まることによって地域の絆がこれまで以上に強くなっています。

今後の課題

構成員の高齢化や労働環境の変化により、共同作業時における人員の不足、また後継者不足となっているため、農地のみならず今後の地域全般の保全が課題となっています。



用排水路の土砂上げ作業



ため池の草刈り作業



水路脇の草刈り作業



農道の草刈り作業



災害時における応急作業

湯原集落協定（七ヶ宿町）

地区概要	取組面積：50.2ha（田 50.2ha） 資源量：開水路 10.2km パイプライン -km 農道 6.5km ため池 -箇所
平成 28 年度交付金	農地維持支払交付金 1,505 千円 資源向上支払（共同活動）交付金 -千円 資源向上支払（施設の長寿命化）交付金 -千円
地域の概要	本地区は、宮城県最西南端、七ヶ宿町の西部に位置した山間部の集落です。阿武隈川水系の白石川の上流に位置しその両岸に僅かの農地があり、国道 113 号が東西に縫うように通っています。
取組みの概要	集落には現在 11 戸の農家と 2 つの農業団体、そして非農家 1 名が構成員となり農地維持活動を行っています。 16 年前までは約 40 戸あった農家は高齢化と共に減少し、多くの耕作放棄地や自己管理農地面積が増えてきています。現在は主に水田 18.6ha を 3 名 1 団体、そば畑 19.2ha を 2 名 1 団体が耕作をしていますが、その農地維持は鳥獣（サル、イノシシ、クマ）の被害などにより大変厳しいため、2 年前から『湯原集落農業協力隊』を 13 名で結成し、農道、水路、農地の法面や団地に隣接する耕作放棄地の草刈作業を中心に活動を行っています。
取組みによる効果	平成 27 年度から本事業に取り組んでからは、地域が一体となって農地維持や鳥獣害被害対策の課題に取り組むことができました。 一人（団体）当たりの耕作面積が拡大しているため、農家にとって夏場の草刈作業は負担が大きくなるおそれがあり、病害虫の発生や鳥獣の被害に繋がっていましたが、大勢で作業を速やかに行うことにより、作業負担の軽減と効率化を図ることができ、病害虫や鳥獣被害を減少させることができました。
今後の課題	湯原集落農業協力隊を結成している構成員は、60 代以上が主体となっていますが、それぞれに仕事を抱えており、作業日程の調整が大変です。また、夏場の暑い時期の作業なので熱中症の危険が伴っています。 高齢化が進んでいるので、各種の草刈機械の導入を図ることにより、安全に作業を行い、作業の効率化と効果を高める工夫をしなければと考えています。
その他	本事業の開始と共に湯原集落農業協力隊を結成し、役割分担を定め、作業開始前には、作業の範囲や安全対策の確認などについて協議し、隊員全員が共通理解の元に作業に取り組んでいます。作業当日の朝には、作業機械の安全確認と作業員の体調確認を行い、安全な作業と体調管理に努めています。



農地・農道・水路の点検



点検結果を元に検討会



水路の整備



水路の泥上げ



水路・法面草刈



農道草刈

協議会からのお知らせ

メールマガジンの配信について

多面的機能支払メールマガジン「農村ふるさと保全通信」が農林水産省から配信されています。

配信を希望される方は農林水産省のホームページ（「農村ふるさと保全通信」で検索し、「新規配信登録」の「新規配信登録（SSL 対応）」をクリック）から新規配信希望者の登録を行うことができます。

異常気象後の見回りについて

台風等、施設破損のおそれがある異常気象等が治まった後の見回りは、安全を確認した後に行ってください。畦畔や法面が崩れやすくなっていることもありますので、十分に気を付けて、複数人で見回りを行ってください。

◆安全管理の徹底を！

多面的機能支払交付金の活動組織の増加に伴い、共同活動中の事故件数も増加傾向にあります。平成28年度中に多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故件数は、農林水産省に報告のあったものだけで42件に上ります。そのうち、死亡事故が5件（東北管内で3件）、骨折が17件など重大事故に至ったものが多く、多くの事故は草刈や伐木作業中に発生しています。

そのような痛ましい事故を未然に防ぐため、作業全体を通じて安全管理に目配りする作業管理者を決めて作業を行ってください。

作業管理者は参加者全員が安全に作業できるよう、常に目配りしながら声かけなどを行い、安全確保・安全確認の徹底を図ることが必要です。

また、作業内容に応じた保険に必ず加入してください。被保険者の傷害に対応する「普通傷害保険」を基本契約として、他人に怪我を負わせたり、他人の物を壊したりした場合の「賠償責任保険」を特約とする保険がおすすめです。

万が一、事故が発生した場合は、速やかに所管の市町村に報告してください。



広報誌 ぐるみ（平成29年度第1号） 平成29年8月発行

宮城県多面的機能支払推進協議会

〒980-0011

仙台市青葉区上杉二丁目2番8号（宮城県土地改良会館内）

Tel 022-263-5829 Fax 022-268-6390

ホームページ <http://www.nmk-miyagi.org/>

E-mail info@nmk-miyagi.org